9月22日(金)(第3日)

令和5年第3回高森町議会定例会(第3号)

令和5年9月22日 午前10時00分開会 於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開議宣告

日程第 1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第 2 特別委員長報告について

日程第 3 議員派遣の件について

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。 (10名)

1番	白石	豊和	君	2番	武田	栄喜	君
3番	児玉	幸之助	君	4番	佐藤	武文	君
5番	甲斐	節男	君	6番	後藤	巖	君
7番	牛嶋	津世志	君	8番	後藤	三治	君
9番	本田	生一	君	10番	佐伯	金也	君

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

 町
 長
 草村
 大成
 君
 教
 育
 長
 佐藤
 増夫
 君

 総務課長
 岩下
 徹
 君
 会計課長
 今村
 親助
 君

 税務課長
 眞原
 友紀
 君
 農林政策課長
 芹口
 孝直
 君

 健康推進課長
 津留
 大輔
 君
 政策推進課長
 岩下
 雅広
 君

 住民福祉課長
 石田
 昌司
 君
 建設課長
 住吉
 勝徳
 君

教育委員会事務局長 村上 純一 君

生活環境課長兼TPC事務局長 二子石 誠 君

建設課審議員 髙崎 康誌 君 教育委員会審議員 石井 佑介 君 農林政策課課長補佐 土井谷 顕 君 税務課課長補佐 法花津 和明君 政策推進課課長補佐 馬原 孝平 君 総務課課長補佐 植田 雄亮 君 財 政 係 長 木村 允哉 君 子ども未来係長 楠田 優香 さん 5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(1名) 議会事務局長 緒方 久哉 君

開議 午前10時00分

○議長(牛嶋津世志君)おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元の日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1 同意第6号 高森町教育長の任命について

○議長(牛嶋津世志君)日程第1、同意第6号、高森町教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、草村大成君。

〇町長(草村大成君)同意第6号の高森町教育長の任命につき、同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

佐藤増夫教育長が令和5年9月30日をもって一身上の都合により辞職されることに伴い、今回、高森町教育長として古庄泰則氏を新たに任命したく、同意を求めるものであります。

古庄泰則氏は、現在、満67歳で、昭和55年から37年の長きにわたり教員として尽力され、退職後の平成29年4月より高森町教育委員会事務局において審議員兼教育CIO補佐官として高森町新教育プランの推進による教育行政に尽力をいただいております。同氏は、人格高潔で識見も高く、教育行政の推進のために深い関心と熱意をあわせもつばかりでなく、その静ひつな人柄により地域住民、教育関係者からの信頼も厚く、同氏を教育長として選任同意を求めるものであります。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〇議長(牛嶋津世志君)提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

これから同意第6号、高森町教育長の任命についてを採決いたします。この採決 は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は御起立お願い します。

[賛成者起立]

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。ありがとうございました。全員起立であります。 したがって、同意第6号、高森町教育長の任命については、同意することに決定い たしました。

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長(牛嶋津世志君)日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号、高森町職員の定数条例の一部改正について、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、一括報告を求めます。まず、総務文教常任委員長、後藤巌君。

○総務文教常任委員長(後藤 巌君)おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、9月19日10時より、第 3、第4委員会室にて委員会を開催し、教育委員会事務局、税務課、政策推進課、 総務課、TPC事務局、生活環境課の順に審議をいたしました。

本委員会に付託された議案は、認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号、高森町職員の定数条例の一部改正について、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、以上、認定1件、議案2件及び所管事務の閉会中の継続調査になります。その付託された案件の審議内容の主なものを要約して御報告いたします。

まず、認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてです。 執行部より提出された令和4年度高森町歳入歳出決算書及び概要書、附属資料より、 所管各課より課長、課長補佐、係長が出席のもと、説明、質疑を行っております。

その中で、教育委員会事務局ですけども、予算流用については、初日に代表監査より、その対応が真に適切か否か十分検討した上で執行されることを望むと報告が

ありました。当然監査のほうでは把握されていらっしゃるとは思うんですけども、 負担金補助及び交付金、スポーツ合宿補助金より需用費への予算流用、これを委員 会のほうから指摘はしております。あと、令和4年度主な施策の結果表から、近年 の物価高、エネルギー高騰を踏まえ、引き続き高森町立学校給食費助成事業の継続、 子育て世代の家計の下支え、これを引き続き行ってほしいという要望がございまし た。

税務課にです。税務課は、実績というものは収納状況であり、金額、率というこ とになります。令和2年度から令和4年度にかけての報告を受けました。住民税に なりますけども、現年度分で不納欠損について質疑がありました。これにつきまし ては、1月1日時点で住民票があった住民が、6月の税の確定、それを出した時点 で高森町からいなくなっていたと、そういう理由により、追跡が不可能になり、徴 収が不納になった例があると、そういう答弁がございました。町税に係る滞納処分 の執行停止に関する基準は、令和5年1月16日付けで改正をしており、その基準 に基づいて不納欠損をしたという説明を受けております。ただし、令和2年度、令 和3年度は現年度についての住民税の不納欠損はなく、令和4年度から出ているこ ともありますので、これから注視していく必要があるのではないかと感じておりま す。あと、過年度分で3,982万4,000円の不納欠損が計上されております。 課としては、この件については公売も含め可能な限り処分、対応し、既に相手に財 産もないことから法的に処理をしても問題ないというところで不納欠損として上げ たという報告を受けております。税務課につきましては、徴収率、収納率といいま すか、年々上昇しており、軽自動車税の収納率は2年連続で100%であり、課長 をはじめ、課員の頑張りが結果として出ているのを感じております。

以上、主なものを上げましたが、所管各課より説明を受け、質疑、討論、採決を した結果、認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算は、認定すべきもの と決定いたしました。

次に、議案第42号、高森町職員の定数条例の一部改正についてです。この条例 改正は、現在の70名を90名に変更する改正となります。目的としましては、1 つは役場を含めた社会全体の働き方改革への対応、2つ目に女性職員の増加による 産前産後休暇や育児休暇の取得をしやすい環境を整える、3つ目として、これは以 前からも話が出ておりますけども、いびつな年齢構成の回避という説明を受けまし た。今後は、公務員の定年延長による職員の増加や新規採用、これについても上限 をむかえたりするということもございますので、この定数増加による安易な採用と か、そういう慎重な運用という部分を意見として出し、質疑、討論を経て、採決し た結果、議案第42号、高森町職員の条例改正の一部変更は、可決すべきものと決 定いたしました。

最後に、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算についてです。

主な事業としまして、町民体育館代替施設補助金として399万3,000円が 計上されております。これにつきましては、町民体育館が使用不可な状況であり、 主にテニスの利用代替施設として休暇村南阿蘇のテニスコートを再整備、昼夜使用 を可能にする事業と説明を受けております。委員会でも代替の施設という形を提案 してから、すぐの本当にスピード感のある対応ではないかと思っております。ただ、 引き続きイベントやスポーツに対応する代用施設のピックアップをお願いするとと もに、ほかのイベント等につきましても利用可能性を探るように要望しております。

地域振興計画策定委託料については、この予算が確定後、まず1つの地区を選定、 そして外部委託による計画書を作成すると説明を受けました。この地域振興計画、 これから大事になってくるところだと思うんですけども、地域振興支援員や社会福 祉協議会の職員、駐在員、民生委員、地域に関わる人々の意見を吸い上げ、実りあ る計画が作成されるようにと意見が出されております。

最後になりますけども、これは令和4年度の決算にもありますが、職員の皆さま におかれましては、予算というものの立て方、あり方に本当一同意識を持った行動 をお願いしたいと委員会のほうから切にお願いはしておきます。

主なものを抜粋しましたが、質疑、討論を経て、採決した結果、議案第48号、 令和5年度高森町一般会計補正予算は、可決すべきものと決定をいたしました。

その他になりますけども、閉会中の委員会開催時に7月28日に行われた県立高森高校のオープンスクールのアンケート結果、この報告が教育委員会事務局からあっております。関心の高さもさることながら、記入アンケート51件を拝見させてもらいましたが、ほとんどの要望は居住というところになってきております。当然来期受験に向けて結構タイトなスケジュールにはなってきております。ただ、アンケートを見る限り、学生寮、特に女子寮は早急な対応策の検討が望まれると思います。委員会としましても、できる限り支援は進めていく所存であります。

最後に、所管事務の閉会中の継続調査については、議席に配布した申し出のとおりに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申 し上げて、総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

- **○議長(牛嶋津世志君**)産業厚生常任委員長、後藤三治君。
- 〇産業厚生常任委員長(後藤三治君)おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会に付託された議案は、認定第1号、令和4年度高森町各会計

歳入歳出決算の認定について、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についての認定1件、議案5件であります。

9月19日午前10時から、高森町議会議場において、委員全員出席のもと、担 当課長、審議員、課長補佐、係長の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審議い たしました。

さらに、9月20日午前11時から、第3、4委員会室において、前日の委員会 で調査をお願いしていた件について報告と審議するため、委員会を開催いたしまし た。

まず、認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、監査委員からの報告のとおり、各事業ともほぼ計画どおり執行され、十分な成果が得られていることを確認いたしました。ただ、全体的に予算流用や予備費充当が多く見られ、緊急でやむを得ないと判断いたしますが、このような流用や充当が行われますと議員が知らないうちに事業が進められることともなります。臨時議会も開催されている中、十分な説明の上、補正対応を望むとの意見が出されました。

また、決算書の31ページにありますアグリセンターの決算において、農業機械使用料過年度分の滞納額が令和3年度は1万9,800円に対し、令和4年度農業機械使用料未済額が119万1,685円とあるが、どのようなことから未済額となったのかとの意見が出され、担当課からの回答は、実際には未済額は発生しておらず、年度末に減額すべきだった調定額がそのままになっていたとのことから未済額が生じたものと回答されました。委員会といたしましては、このような事態が二度と発生しないことと、町全体の予算に影響がないのかの調査確認のため、農林政策課内の対応と財政係との協議を行うよう申し出を行い、翌日、再度委員会を開催することといたしました。9月20日、再度委員会を開催し、今後の改善策、予算上、問題が生じないのか、財政担当からの意見を聞き、予算上は問題はないとの回答を受けましたので、決算認定の審議を行いました。

次に、33ページの住宅使用料について意見が出され、過年度分の滞納額と令和4年度分の未済額を合わせると住宅使用料全体の1割を超える滞納額となっております。町では老朽化した住宅の建て替え問題や集約問題も出ている中、この滞納問題についても十分な検討が必要と考えております。

次に、109ページの特別給付金繰越明許の負担金補助及び交付金の不用額2、

670万円について質問があり、担当課からは、令和3年度住民税非課税世帯への給付金10万円を当初1,300世帯、1億3,000円を見込んでいたが、本給付金が年度末から年度当初にかけての給付で、令和3年度は845世帯、8,450万円を支出し、令和4年度繰越分として188世帯、1,880万円を支出し、残額267世帯、2,670万円は対象者がなく、不用額となったとの説明を受け、慎重に審議した結果、認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、委員全員異議なく、可といたしました。

議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、住民福祉課関係で産後ケア事業について説明を受け、委員からは、助産所または産科医療機関等に委託される場合、委託先の差額は生じないかとの質問に対し、委託時同一価格で委託をお願いしているとの回答をいただきました。農林政策課関係では、定例会提案説明時、議員からも質問のあったアグリセンター4トンロングユニック車のリース料については、来年度、国の補助を受け、購入を計画している。このため、必要な時期のリース料との説明を受け、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算については、全員異議なく、可といたしました。

議案第49号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算、議案第50号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第51号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算、議案第52号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、前年度の事業に伴う繰越金や繰入金、繰出金等の補正予算で、詳細に説明を受け、全議案、委員全員異議なく、可といたしました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審議結果といたします。

〇議長(牛嶋津世志君)各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君)質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)討論なしと認めます。

お諮りします。認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。認定第1号、令和4年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、令和4年度高

森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第42号、高森町職員の定数条例の一部改正について、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

「賛成者起立〕

○議長(牛嶋津世志君)全員起立です。お座りください。議案第42号、高森町職員の定数条例の一部改正について、議案第48号、令和5年度高森町一般会計補正予算について、議案第49号、令和5年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第50号、令和5年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第51号、令和5年度高森町介護保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和5年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 特別委員長報告について

- ○議長(牛嶋津世志君)日程第3、特別委員長報告についてを議題といたします。議会 広報特別委員長、後藤巌君。
- ○議会広報特別委員長(後藤 巌君)おはようございます。6番、後藤です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会を9月20日午前10時より、第3、第4委員会室にて開催をしました。 議題としては、議会広報「絆」第90号の作成スケジュール、掲載内容、ページ 割、担当割を協議しました。この第90号より、今までお付き合いのありました印刷会社が都合により引き受けができなくなったということ、これから新たに印刷会社を選定していかなければいけない中で、予算、納期、そういうものが9月定例会後、12月定例会後、3月定例会後、これができるかという交渉をした後に、議長にも話しして、これはやむを得ないということで、新しい印刷会社と契約をして対応するということにしております。これからは、新しいパートナーと、また委員もフレッシュな委員ですので、新しい取り組みを行い、紙面を作成していく予定になっております。今のところ11月6日の納期を予定しております。御理解と御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。終わります。

- ○議長(牛嶋津世志君)水資源対策特別委員長、本田生一君。
- 〇水資源対策特別委員長(本田生一君)おはようございます。 9番、本田です。

水資源対策特別委員会の報告を申し上げます。

9月20日水曜日午前10時30分より、場所、第3、4委員会室におきまして、委員全員出席のもと、担当課の建設課より課長、審議員、係長の出席を求め、委員会を開催いたしております。

議題といたしましては、1つ目に水資源対策特別委員会のこれまでの活動内容について、2つ目に今後の活動内容についてというようなことで協議をいたしました。まず、最初の水資源対策特別委員会のこれまでの活動内容についての、協議内容についての報告につきましては、水資源対策特別委員会は、今回、議会、執行部ともに新体制になっております。改選前、令和元年12月に水資源対策特別委員会が立ち上げられ、その後、改選前、ずっと検討なさってきました。その活動内容等について報告をいただいたところであります。

また、2つ目の今後の活動内容についてにおきましては、水道事業の運営につきましては、基金利率や預金利率の低下や、今後予想される人口減少に伴う料金収入の減少、一方では電気代などの高騰や施設の老朽化に伴う修繕工事などで予算の支出が増加傾向にあり、施設維持の確保が年々厳しくなってきている現状でございます。そのような現状の中で、これまでの活動、協議内容等を継続し、今後についても執行部のほうから検討資料や根拠資料の提供を受けながら、これは大変簡単な問題ではございませんけれども、長引かせずに水道料金の引き上げ、また水枯渇補償問題の解決など、議会と執行部が一体となって取り組んでまいりたいと思います。

以上、水資源対策特別委員会の報告を終わります。

○議長(牛嶋津世志君)以上で、特別委員長の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長(牛嶋津世志君)日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。この採決は簡易表決といたします。議員派遣については、お手元 の資料のとおり派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更が あった場合については、議長に一任することに決定したいと思います。異議ありま せんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牛嶋津世志君)異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、 お手元の資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長(牛嶋津世志君)日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。この採決は簡易表決といたします。各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元の調査事項のとおり閉会中の継続調査とする申し出があっておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牛嶋津世志君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

8番、後藤三治君。

- ○8番(後藤三治君) 8番、後藤です。発言したい件がありますので、許可いただけますでしょうか。
- O議長(牛嶋津世志君) 許可いたします。8番、後藤三治君の発言を許可いたしたいと 思います。どうぞ。
- ○8番(後藤三治君)8番、後藤です。

ただいま議長のほうから発言の許可をいただきましたので、昨年の暮れに起こしました私の事件について、なるべく早く謝罪をと考えておりましたが、なかなか踏ん切りがつかず、本日となりました。本日は、町民の方もTPC等を御覧になっていると思いますので、併せておわび申し上げたいと思います。

謝罪文を紙に書いてきましたので、正確に伝えたいということで、紙を読ませて いただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

私は、昨年12月9日、全員協議会の場で当時同僚議員であった津留智幸氏に暴言を吐き、暴力行為を行いました。他の議員と意見の対立がある中、理性を失っていた私は、たまたま近くにおられた津留智幸氏に対し、理不尽な行為に及んでしまいました。このことは決して許されるものではありませんが、津留智幸氏からは謝罪をしてくれれば許すと温情をかけていただきました。当時、非常に混乱し、記憶も定かでない状態で暴力行為を認めることができませんでしたが、一刻も早く謝罪に伺うべきでした。津留智幸氏より、やむを得ず被害届が高森警察署に提出され、捜査の結果が検察庁に書類送検されました。これまでの間に、町内では事実に基づかない文章やデマ等が出回り、結果として、津留智幸氏の人格と名誉を著しく傷つける事態となりました。検察庁からは、問題解決のため、被害者に対し、謝罪を強く勧告されています。己の愚かさをいまさらながら後悔するとともに、深く反省しております。

今回私が起こしてしまった暴言、暴力行為を率直に認め、改めて津留智幸氏、そして御家族、津留智幸氏を支援、支持された方々に対し、深くおわびを申し上げます。また、高森町のイメージダウンにつながる行為をしてしまったことに対し、町民の皆さまにもおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後は、初心にかえり、議会議員の一人として自己研鑽に励み、町民の皆さまの 声を議場へ届けていきたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(牛嶋津世志君)本日の日程は、全部終了いたしました。

一言御挨拶させていただきます。

今回の定例会では4名の新しい議員さんが質問されておりますが、質問の中で少し要領が悪くて注意されることもございましたが、何事も経験ですので、めげずに質問されることを望みます。今回、議員の若返りができ、平均年齢も下がりましたが、答弁される執行部は、議員以上に若返りがあり、答弁の難しさを感じられているかと思います。今後、質問する議員さん、また答弁される職員さんは、しっかり調査をされ、勉強され、質の高い政策をされることを望みます。

以上、一言御挨拶をいたしました。

会議を閉じます。令和5年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員